

東大財外発第 100 号

平成19年11月29日

各 部 局 長 殿

総 長

東京大学研究支援経費取扱要領の一部を改正する規則の制定について

平成19年11月29日付で「東京大学研究支援経費取扱要領」(以下「要領」という。)の一部が改正されましたので、今後は下記の事項に留意の上、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1. 第3条関係(研究支援経費の受入方法)

(1) 海外の企業との共同研究契約等、海外の企業との受託研究契約等及び寄附物品等についての適用率を定めたこと。

特に、海外の企業との共同研究に際しては、特許法等の法制、共同研究やその成果取扱等に関する考え方の違い、英文での作業の必要性など、研究契約交渉において国内の場合と比べ業務負荷が大きい。このため、海外の企業との共同研究にかかる研究支援経費の適用率については、国内の民間企業等との共同研究契約に適用している適用率よりも、高く設定することが適切であると考えられるため、今回改正を図ったこと。

また、海外の企業との受託研究においても、契約交渉の業務負荷は、海外の企業との共同研究と基本的に変わらないと考えられるため、海外の企業との共同研究に適用する適用率と同率の扱いとしたこと。

(2) 研究支援経費の額は、次に掲げる研究資金の名称ごとの算定基準額に適用率を乗じて算定すること。

研究資金の名称	算定基準額	適用率
1 .民間企業等との共同研究契約等	直接経費の額	30%
2 .民間企業等との受託研究契約等	直接経費の額	30%
3 .国(国との間に委託契約を締結した者を含む。以下同じ。) 地方公共団体又は独立行政法人との委託研究契約(委託事業契約を含む。以下同じ。)(間接経費又は一般管理費に関する定めのあるもの。)	直接経費の額	国、地方公共団体又は独立行政法人の定める間接経費の率又は一般管理費の率
4 .国、地方公共団体又は独立行政法人との委託研究契約(間接経費又は一般管理費に関する定めのないもの。)	直接経費の額	30%
5 .海外の企業との共同研究契約等	直接経費の額	30%
6 .海外の企業との受託研究契約等	直接経費の額	30%
7 .寄附金	寄附金額	30%
8 .寄附物品等	寄附金額	30%

(3) 研究支援経費について、受け入れられない次に掲げる理由がある場合は、役員会の承認を得て免除できることとしているが、平成20年4月1日以降に受け入れるもので、1)~7)に該当する場合については、各部局の教授会等において承認できるものとし、この承認をもって役員会で承認したものとみなす。よって、役員会への免除申請書の提出は要しないが、役員会から必要に応じて、申請書類等の提出を求めることがあるので、要請があった場合にはこれに応じる必要があること。

免除理由	免除申請書提出の要・不要
1) 寄附金について、寄附者の寄附に関する規則等により間接経費等の負担を認めていない場合	不要
2) 物品等の寄附を受けた場合に、間接経費等の負担が困難と認められる場合	不要
3) 海外渡航費として使用することを目的とした寄附金を受入れた場合	不要

4)平成16年度以前から継続している受託研究契約等のうち平成16年度において間接経費を受け入れていないもの、及び平成16年度以前から継続している共同研究契約等、寄附金については、平成17年度以降も研究支援経費の負担を免除することができる。(RR2002及びLPにかかる受託研究契約を含む。)	不 要
5)学生への奨学金として寄附金を受入れた場合	不 要
6)東京大学基金で受け入れた寄附金	不 要
7)特許のロイヤリティーとして受入れた寄附金	不 要
8)その他、研究支援経費の負担が困難と認められる相当な理由がある場合	要

2. 附則関係

(1) この規則は、平成19年11月29日から施行する。

(2) 改正後の適用率については、海外の企業との共同研究等及び受託研究等を除き、平成20年4月1日以降に受入れるものについて適用し、同日前に受入れた、平成19年度以前から継続している共同研究契約等、受託研究契約等及び寄附金に係る適用率については、なお従前の例によることができること。

(3) 民間企業等との共同研究契約等の適用率については当分の間、10%とすること。

(4) 寄附金の適用率については当分の間、寄附者の意向を確認して、10%以上30%以下の範囲内での適用率で、部局長が定めることができること。

3. その他

研究支援経費の取り扱いについて、疑義が生じた場合には、下記の照会先に相談すること。

本件照会先：本部外部資金戦略グループ企画チーム

小田嶋、長谷川

(内) 22351, 22465

g-kikaku@adm.u-tokyo.ac.jp